

視察用

様式(細則 5-2)

平成 28 年 8 月 2 日

浜田市議会議長
西 田 清 久 様

議員名 平 石 誠



調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため視察等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 平成 28 年 7 月 25 日 (月) ～平成 28 年 7 月 27 日 (水)

2. 視察先及び研修テーマ

(1) 場所 札幌市 札幌市役所

内容 「さっぽろ学校給食フードリサイクル事業」について

(2) 場所 札幌市 北農健保会館

内容 集中講座 in 札幌「議員定数」について

講師 (株)地方議会総合研究所 広瀬和彦氏

3. 調査経費 102,300円

(内訳 講座受講料 15,000円、旅費 87,300円)

4. 調査研究活動の概要
別 紙



①視察

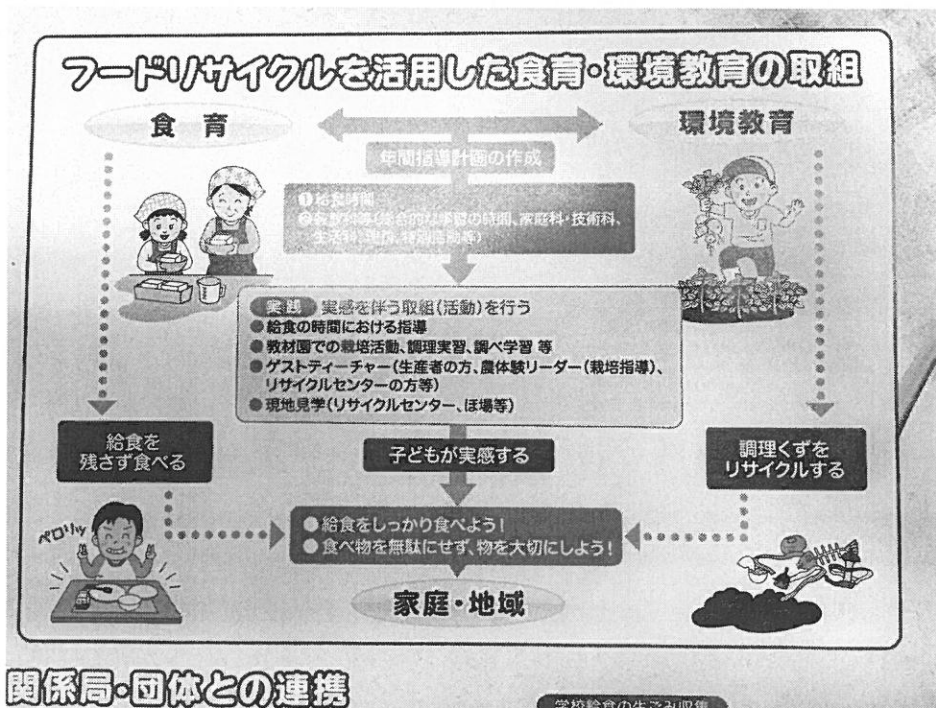
「さっぽろ学校給食フードリサイクル」について
(内容)

札幌市では、それまで可燃ごみとして回収していた生ごみを平成9年ごろから生ごみは別に回収しリサイクル（業者に持込み、堆肥や飼料にして業者が販売）する事業を実施されていた。（生ごみをリサイクルすることにより、ごみ焼却場を1箇所削減されたそうである）その後、平成18年からは1日14万食ある学校給食の調理くずや残食などの生ごみを回収して堆肥化し、農家はその堆肥を使用して栽培した作物を学校給食の食材として提供している。事業開始当初は42%の回収率であったが、回収体制の充実を図ることにより平成24年度からは100%となっている。提供される作物は、レタス、玉ねぎ、とうもろこし、かぼちゃで、提供先は、レタス、玉ねぎは全小中学校と特別支援校で、とうもろこしとかぼちゃは希望する学校となっている。提供される期間は、レタスが7月と9月に各校1~2回程度、玉ねぎは10月に全校で使用、とうもろこしは8~9月、かぼちゃは9~10月である。フードリサイクルで提供された野菜は学校給食で全てを使用しているとのこと。

また、学校給食とは別に学校の教材園(学校にある畑等)等でリサイクル堆肥を活用した作物栽培・収穫体験活動を通して、食育・環境教育の充実も図っておられ、各学校で栽培された野菜を給食として食べることにより、残食の量が減ってきているそうである。

事業の費用としては、各学校の生ごみ回収費と、各学校で使用するリサイクル堆肥の料金のみとのこと。

今後の課題として、提供作物の種類と量を増やしたいとのことと、そのために取組農家を増やしていきたいとのことであった。



(感想)

浜田市では学校給食で発生する残食等の生ごみの処理については、社会福祉法人により回収され、養鶏用の飼料として活用されている。札幌市での取組は、前段に生ごみ処理事業が確立されており、その事業に学校給食分が乗った格好になっているので、新規事業として始めるよりは比較的楽であったように思えた。(いろいろなご苦勞は聞かせていただきましたが…) 浜田市で、同様な事業に取り組むとなれば、生ごみ処理センター(リサイクルセンター)の建設から取りかからなければならず、事業展開は難しいと思われる。しかしながら、各学校でコンポスト等を利用するなどして生ごみから堆肥を作り、その堆肥によって野菜を栽培し食べることは可能なので、そういった取組みを通じて、食の大切さを子どもたちに感じてもらえるよう、どこかの場面で提案してみたい。



②講座受講

「議員定数」について

講師 (株)地方議会総合研究所 広瀬和彦氏

(内容)

議員定数については、住民からの削減の声が多くなって来ている。しかしながら、定数の増減を決定したのであれば、10～15年は変える必要のないのが議員定数である。行財政改革の一環として、議員定数を削減したが、真のところは無投票選挙を避けるためだったというような内容では本末転倒である。また、議員定数の削減による経費削減は考えるべきではないと考える。熟議を行うための定数や体制を整備する必要がある中で、削減ばかりが目立ってきている状況なので、議会としての役割や審議・調査ができる体制にあるか、住民代表としての適切な議事機関として成り立っているのかの観点から考えるべきである。

議員定数を考えるにあたっての要件として、

① 議事機関としての権能。

案件を審議するにあたって議会内において住民の付託を受けた議員が十分な議論を行い、最終的に住民の代表として全体の利益を考慮したうえで施策の順位付け等を行う議事機関としての役割。

② 立法機関としての権能発揮。

政策条例案や修正案を多く出すための体制としては、大学の先生、弁護士等専門知識を持った人を議員に選出し少人数で構成。人数が少ないほど意思決定が早い。専門知識を持っている人をどう当選させるか、また、知識のあるものしか議員になれないという問題がある。

③ 監視機関としての権能発揮。

隅々まで執行機関のチェックをしてもらうことを主目的とする。人数は多いほど良く、多くの意見を拾いやすくなるが意思決定は遅くなる。この考えは主流になりつつあるが、自分たちの状況にあわせて自身で考えていくべき。

議員定数の算出方法として、

① 常任委員会数方式。

一つの常任委員会の委員数×常任委員会制度の趣旨を満たす常任委員会数＝議員総数（議長をプラス1とすることもあり）

② 人口比例方式。

当該地方公共団体の国勢調査における人口数÷議員一人当たりの住民代表数＝議員総数

③ 住民自治協議会方式（または小学校区方式）

当該地方公共団体における住民自治協議会数または小学校区×最低一人の議員を選出（一票の格差に注意）＝議員総数

④ 議会費固定方式。

議会費（予算総額に占める適当な割合）－（議員定数×議員報酬以外の経費）＝議員定数×議員報酬

⑤ 類似都市との比較方式（人口規模、財政状況）

主になると定数削減の方向にしか進まないのに注意が必要。

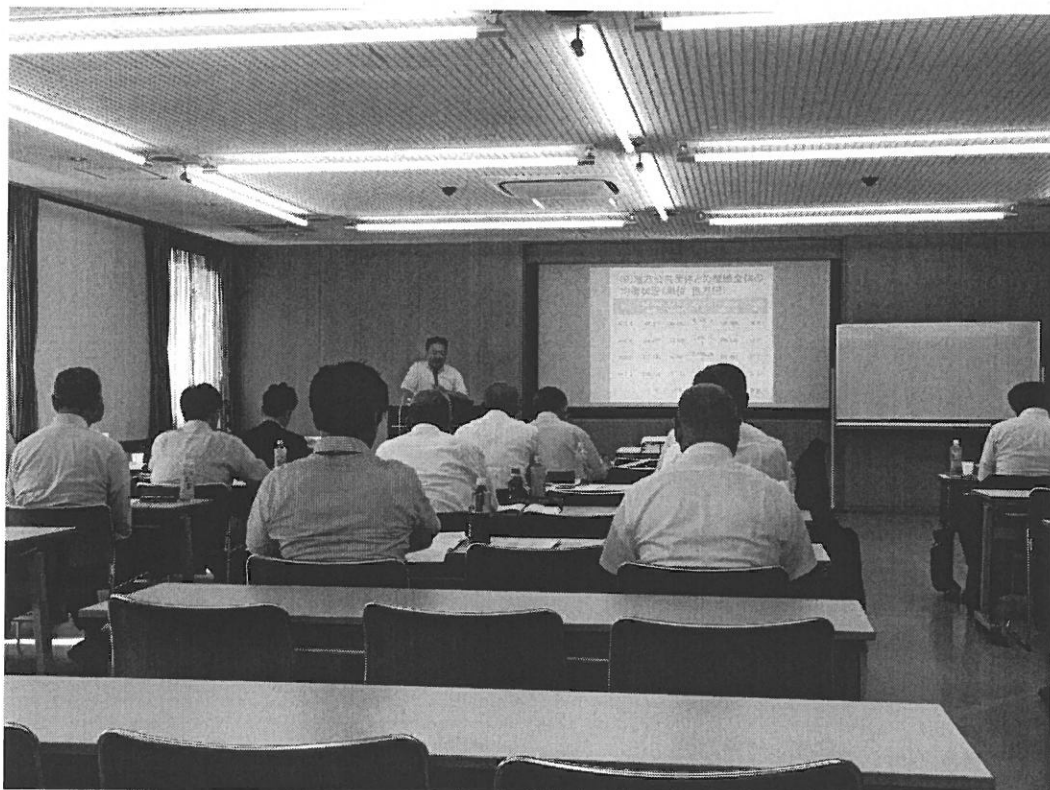
⑥ 面積人口方式。

$14.78 + 0.0846 \times (\text{人口 (千人)}) - 0.0000655 \times (\text{人口 (千人)})^2 + 0.0061 \times (\text{面積 (k m}^2\text{)})$

（主に①～③が妥当と考える）

(感想)

浜田市においては、平成 25 年の市議会議員選挙において定数が 28 人から 24 人に削減されており、合併当初からだと 12 人を削減してきている。削減ありきの流れで他自治体も動いて来ているが、広瀬先生の講義の中にもあったように、議会として最低限の議論ができる人数を維持する必要があると感じた。人数を減らすだけが議会改革ではなく、きちんと議論ができる土壌づくり人づくりがこれからの課題と感じ、今後の議会改革調査検討特別委員会で議論していきたい。



以上報告とします。